

## 地域経済の活性化に関する重点提言

地域経済の振興及び活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域経済や雇用を支える中小企業に対して、税制上の優遇措置や融資制度の拡充等の支援措置の充実を図るとともに、都市自治体が独自に実施する地域経済の振興策について財政措置を講じること。

また、国は、成長産業への支援や地域の実情を踏まえた経済対策等、きめ細やかな施策を総合的かつ継続的に講じること。

2. 地域における中小企業の資金繰りは予断を許さない状況にあることから、経営の安定に支障が生じることがないように、セーフティネット保証制度等の充実や認定基準の緩和を図るとともに、引き続き総合的な中小企業対策を実施すること。

3. 地域経済を活性化するため、企業誘致に対する財政措置の充実強化を図るとともに、企業立地が一層促進されるよう、企業立地及び進出環境の更なる改善を図ること。

4. 平成 24 年度末に期限切れとなる「離島振興法」について延長するとともに、抜本的な法改正を行うこと。特に、島民が安心して住み続けることができる生活環境を整備するため、国の役割を一層強化するとともに、外海離島や内海離島のそれぞれの島の実情に応じた各種施策を国・県・市町村のそれぞれの明確な役割のもとで展開すること。

また、離島における生活交通や産業振興に不可欠な離島航路を維持するため、現行の支援制度を地域の特性及び実情に配慮した制度に見直すこと。

さらに、海外資本による離島の土地買収を規制するための法整備や水源保全の強化等を図ること。

5. 観光立国の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、案

内板等の外国語表記の充実など、観光振興策に対する財政支援措置を講じること。

## 6. 電源立地地域対策等の充実強化

(1) 電源立地地域対策交付金の交付期間の恒久化と交付限度額等の拡充を図ること。

また、電気の安定供給に寄与する本交付金については、弾力的に活用できるよう制度の改善を図ること。

(2) 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づく財政措置の拡充を図ること。